

## 第二章 義教期の訴訟制度

### 第一節 政所の構成と特色

鎌倉時代後期における政所は、將軍家の家宰機関であると共に雑務沙汰取扱機関でもあつた。室町幕府の政所も前時代の制度をとり入れ設置されたと見られている<sup>1)</sup>。

『武政軌範』政所沙汰篇には、次のように記され、その管轄事項を知ることができる。

#### 一条目事

利錢 出拳 替錢 替米 年経地 本物返 質券地 諸質物 諸借物 諸預物 諸放券 沽却田畠 勾引人  
如此等事也、以往者、京都鎌倉雜務公事、凡將軍家御家務条々、皆以於問注所政所、有其沙汰、近代者、一向為当所沙汰之、依之 諸国料所年貢、土蔵酒屋以下諸商売公役等、悉為政所之沙汰者也

この条目によれば、政所は、諸国料所年貢、土蔵酒屋以下諸商売公役等、將軍家及び幕府の經濟的基盤を管轄する機関であると共に、利錢・出拳・替錢・質券地等々、鎌倉時代におけるいわゆる雑務沙汰を管轄する裁判機関でもあつたことがわかる。

また、「室町幕府法」追加法二九三二三〇二（文明十八年十二月制定<sup>23</sup>）には、政所方沙汰條目として十項目があげられている。政所の管轄事項として、「永代買得地事、年紀沽却地事、本物返地同家事、質券地事、諸質物事、諸借物并預物事、諸土蔵諸役事、酒同麴役并諸商売事、所領代官職事附年貢算用事、人倫売買事」とある。

この機関は、執事・執事代・寄人によつて構成される。幕府成立後の約四十年間は、二階堂氏が執事の任に多くあつた。これは前時代の制度（鎌倉幕府政所においては世襲的に二階堂氏がその任にあつたこと）を引継いでのことと考えられる。他に、長井・栗野原・佐々木氏等の名が見えるが、康暦元年（一三七九）、斯波義將が管領に就任した時、伊勢貞繼（照禪<sup>24</sup>）が政所執事に任じられて以来、二階堂忠行が一時その任にあつた他は、伊勢氏が代々世襲している（系図 参照）。

政所の政務は將軍の近くに仕える重要な機関であつたはずだが、義教以前の实状についてはあまりよくわかつていない。但し、家宰的な様相を伝えるエピソードは散見できる。政所内で実施されたと思われる裁判記録等（例えば『政所内談記録』、『賦草案之引付』、『披露奈々事』等、現在目にするところのものは室町中期・後期のもの）も当然存在したと思われるのだが、室町前期のものは残されていない。

政所執事代は「代于執事、令執行公事」と『武政軌範』にあり、寄人の筆頭を務め、執事の代理であつた。しかし、単に代理と言つただけではすまされない重要な役割があつた（この点については第二節で後述）。寄人は政所の職員である。約一四、五名、二〇名内外が定員とされる。寄人の新任には、寄人補任状ともいふべき奉書<sup>25</sup>が発給されその任に就くことができた。

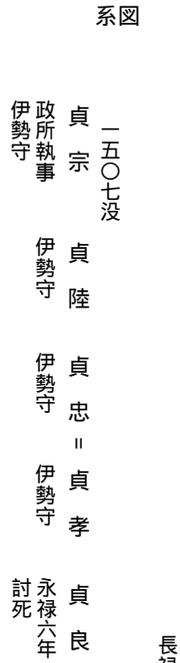
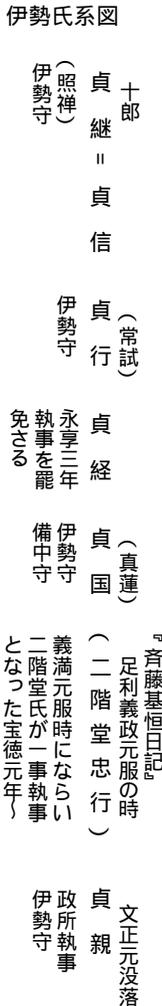
政所代の蜷川氏は、執事伊勢氏の被官（家宰）である。制度的には政所の本来的な構成員ではないが、執事の代

官として顕著な活動が見える。政所代を家の職として世襲し、『蜷川家文書』その他、政所関係の史料を伝存している。この他に特色として蜷川家の女性の役割があげられる。伊勢貞行母、貞国室、さらに普広院殿御母に祇候した尼淨信など、蜷川家の女性が家に果たした役割が看取される（註4の系図 参照）。

伊勢氏は、寄人とは異なり、代々將軍家の養育係を務めた家とされる。伊勢貞継が幕府内で確固たる地位を築くきっかけを掴んだのは、義満を自邸で養育したことにありとされる。これは、日本中世における養育係の重要度を示す一例になる。伊勢氏子孫が記したとされる『御代々將軍家御父仁当方參勤次第』（宮内庁書陵部所蔵）によると、鹿苑院殿は昭神入道（貞継）亭の春日東洞院屋形で誕生し、十三歳まで養育されたという。つまり、義満母（紀良子）は將軍義詮近習の屋形で御産をしたというのである<sup>50</sup>。

永享年間以後、義政が伊勢貞親邸で、義尚が貞宗邸で養育されていることはわかっているが、満済の日記には伊勢氏による將軍家子女の養育についての記述はない。『御産所日記』にも伊勢亭が義教子女の御産所になったという記事は見当たらない。伊勢貞継が足利貞氏の烏帽子子であったことから尊氏の養育を任されたのがはじめとされ

伊勢氏



注 ~ の数字は政所執事在职順を表わす養育関係は=で示している。  
出典 宮崎隆旨「室町初期における伊勢氏動向 貞継を中心として」(『史泉』50号)。

るが、伊勢氏は元来足利氏の近臣であった。足利氏と伊勢氏の主従関係はよく知られているところだが、前述したごとく、政所代を世襲した蜷川氏もまた、伊勢氏と姻戚関係にある家系であった。また、『親元日記』<sup>(6)</sup>から、將軍家と蜷川氏の関係も浮び上がってくる。この日記によると、蜷川氏は政所代であったのみならず、將軍家御物奉行、進物奉行を務める家へと成長していった家であったことがわかる。つまり、將軍家・伊勢一族・蜷川一族という家宰を通じた三者の繋がりが見えてくる。

蜷川氏の幕府における公的な職務の中で、最も重要な役割は、政所へ提起される訴訟申請の受付(窓口)になっていたことである。この役割は、単に執事の補佐とだけでは表現できないほど、重要なポストに就いていたということになる。それ故に賦引付(申請書の控)や、御判引付(判決書の控)、その他の文書群を家職として保管し続け、今日に伝えた家系である。

それでは、政所における一般的業務はどのように遂行されていたのだろうか。政所内評議の場(意志決定の場)には、内評定と内談があった。先引の『武政軌範』政所沙汰篇に次のような文言がある。「被模御前評定、是故号内評定」とあることから、内評定は政所内最高の意志決定機関であったことがわかるが、早くから儀式化し、毎年一月二十六日が恒例の内評定始になっている。この儀式化は先引の『武政軌範』では「内評定儀式事」として応永十一年(一四〇四)の例をあげている。この内評定の儀式化により、政所内の実務は内談で執行され、その出席者は内評定の場合と同じである<sup>(7)</sup>。故に政所の意志は内談で決まるといふことになる。内談は本来的には執事の主宰するものであったが、中期以降は執事代との関係も念頭に入れなければならない。

室町幕府の政治を考えるうえで、政所についての検討は不可欠と思えるが、経済面や訴訟活動については、次節に譲りたい。また、室町幕府の問注所は、文書記録を保管する機関へと変化し、元の機能は政所に吸収されている点はずで知られている通りである。

ところで、実際に政所で審議された訴訟の控として、『政所賦銘引付』<sup>(8)</sup>が伝えられている。この史料中には、

多数の金銭の貸借関係（借錢・本利未済・入質・永代買得等）の訴が記載されている。しかし、その中に代官職背請文・荷物掠奪・土地相論などが含まれているのがわかる。これらは、本来的には、各々の引付方や侍所が取り扱うものである。政所沙汰の中に混入してきているともとれるが、この混入ともとれる実状こそが、義教の頃の御前沙汰を解明する手掛かりになるかもしれないのである。というのは、政所が他の諸機関の機能を吸収していくという歴史的経過や、『御前落居奉書』に見られる裁許内容の多様性に何か一筋の関連性があるのではないかという思いが浮かぶからである。

次節では桑山浩然の研究成果をベースに、義教期の政所がどのように運営されていたのか検討してみようと思う。

## 第二節 政所執事代の役割

### 1 経済的側面を考える

室町幕府政所の財政機構については、桑山浩然による多くの研究成果が定説化しつつある。また、政所における執事代の役割に注目し、政所の業務を二つの大きな職種に分けて捉えている。即ち、「執事 政所代」の流れと「執事代 寄人」の流れとを二つのラインとして捉え論を展開している。

桑山は、執事代の役割を大きく評価し、財政面と、訴訟面との二つの側面から論じている。

私は室町幕府政府機関の政所において処理される事柄が、鎌倉幕府時代の政所に比べて仕事の内容が多様化していると感じた。その変化に注目したい。

まず、幕府の職制から言えば、執事代は執事の代理である。『武政軌範』執事代条に「当所者止開闔号、称執事代、是則代于執事令執行公事之故也、仍為規模職、或評定衆引付衆、或右筆宿老中、撰器量仁被補之哉」とある。

ここで少々気になる文言「当所者止開闔号、称執事代」がある。なぜそうなったかと考え、「開闔」の言葉の意味